

今回のいじめ事案の経緯及び いじめ問題に対する文部科学省の取組について

平成24年8月24日



1. 滋賀県大津市で中学生2年生の男子生徒が自殺した事案の経緯

- 平成23年10月、滋賀県大津市立の中学校に通う2年生男子生徒が自殺。
これを受けたアンケート調査の結果等を踏まえ、11月、「自殺との因果関係は不明であるが、いじめがあった」との見解を公表する一方、一部のいじめの内容については、非公表とした。
- 平成24年2月、遺族は大津市といじめ加害者の保護者に対して民事訴訟を提訴。
- 本年7月4日の新聞各紙において、昨年11月の記者会見では公表されなかった、いじめの具体的な内容等に関する報道がなされる。
- 本年7月11日、滋賀県警が当該中学校、大津市教育委員会を捜索差押。
- 大津市は、本件に関する第三者調査委員会を設置し、8月25日、第1回会議を開催。

2. いじめ問題に対する文部科学省の基本的な考え方

- ◆ いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを十分に認識することが必要
- ◆ 学校で子どもの兆候を見逃さず、学校現場の教員等は「未然に防ぐ」との意識のもと、しっかりとアンテナを張って、児童生徒が発するサインに対する感性を高めておくことが必要
- ◆ 市町村教育委員会は学校の設置管理者としての責任を持って、学校とともに迅速かつ適切な対応を行う必要があり、都道府県教育委員会がそれをきちんとサポートする体制を十分に機能させることが重要

今回の事案においては、

- ・学校において、いじめの実態把握が適切に行われていたのか
 - ・生徒が亡くなった後の背景調査の進め方に関して、市町村教育委員会と学校が迅速かつ適切に連携して対応できていたのかどうか
 - ・背景調査において得られた情報を確認する方法は適切であったのかどうか
- などの点において課題があったのではないかと考えます。

文部科学省における、いじめの問題に対する新たな取組(平成24年)

— 子どもの生命・身体の安全を学校・教育委員会・文部科学省が一丸となって守る —

文部科学大臣談話の発表(7月13日)

いじめの解消に向けて、学校で抱え込まず、学校や教育委員会、文部科学省などの関係者が一丸となっていじめの問題に徹底して取り組むことを願うため、文部科学大臣の談話を発表した。

子ども安全対策支援室の設置(8月1日)

子どもの生命・安全が損なわれる重大事件・事故又はそのような事件・事故に至る危険性が高い重大な事態が発生した場合、学校や教育委員会が、その原因・背景等について把握し、迅速に効果的な対応が行えるよう支援するため、大臣官房に子ども安全対策支援室を設置。



いじめの問題に関する児童生徒の実態把握及び取組状況に係る緊急調査(8月1日発出)

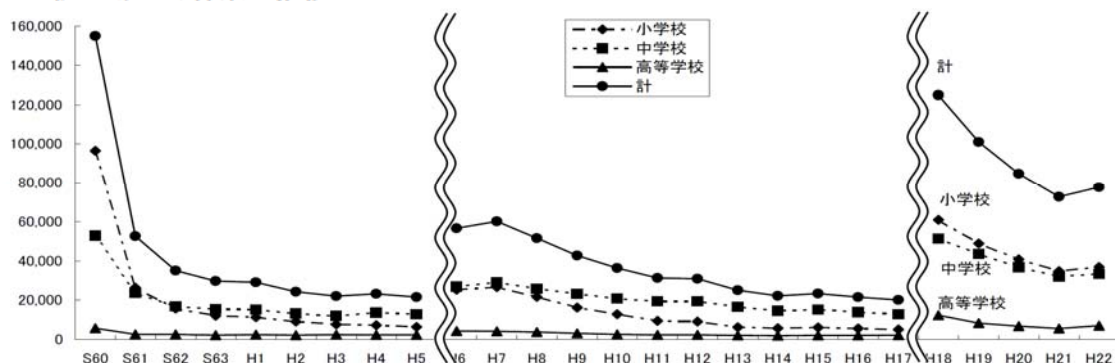
以下の事項について調査し、児童生徒の状況を把握するとともに、学校・教育委員会のいじめの問題への取組の点検等を行うもの。

- ①各学校において児童生徒の状況を把握した上での、いじめの認知件数等(重大な事態に至るおそれがある事案の状況等を含む)
- ②各学校・教育委員会のいじめの問題への取組状況

(参考1)文部科学省における、いじめの問題に関する施策

- 昭和61年度～ いじめの発生(認知)件数調査
・実態把握のため年度間のいじめの発生(認知)件数等を調査。
- 平成7年度～ スクールカウンセラー等活用事業
・臨床心理の専門家を学校に配置し、子どもや保護者からの相談や教員への助言。平成22年度配置実績:公立小・中・高・特 約1万6千箇所
- 平成18年度～ 24時間いじめ相談ダイヤル事業(全国统一の相談ダイヤル 0570-0-78310)
・全国どこからでも、夜間・休日を含め、いつでも悩みを相談できるよう、平成19年2月から、全国统一の相談ダイヤルを設置。
- 平成18年度 「いじめの問題への取組の徹底について」(通知)
・いじめ問題に関する基本的認識と取組のポイントを整理。いじめなど問題行動を繰り返す児童生徒への厳しい措置(出席停止)の指針を提示。
- 平成20年度～ スクールソーシャルワーカー活用事業
・教育と福祉の両面に専門的な知識を有する者を学校等に配置し、家庭や友人関係等に働きかけて支援。平成23年度実績:779人
- 平成22年 「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(通知)
・いじめの実態把握のため、全ての学校でのアンケート調査の実施を指導。

いじめの認知(発生)件数の推移



「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日初中局長通知)

いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために具体的に点検すべき項目例として、「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を示し、各学校及び教育委員会に対して、取組の総点検の実施を促すとともに、次の事項に留意の上、取組の更なる徹底を求めた。

【いじめの早期発見・早期対応について】

- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを十分認識し、早期発見に努める。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、学校における相談機能を充実させる。
- ・特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめを把握したら、保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

【いじめを許さない学校づくりについて】

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめる児童生徒に対しては、毅然とした指導が必要。
- ・いじめられている児童生徒に対しては、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

【教育委員会による支援について】

- ・日頃から学校の実情把握に努め、いじめの訴えがあった場合には、学校への支援や保護者への対応に万全を期す。

(参考2) 文部科学省における、自殺予防に関する施策

- 平成18年度 有識者による「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開始。
「子どもの自殺予防のための取組に向けて(第一次報告)」を取りまとめ。
・子どもの自殺に関する実態把握の体制整備や遺された他の子どもや家族に対するケアなど今後検討すべき施策として提言。
- 平成20年度 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルの作成・配布
・子どもの自殺の実態や自殺のサインと対応、自殺予防のための校内体制などについて、教師向けの基礎知識を盛り込んだマニュアルを作成・配布。
- 平成21年度 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」の作成・配布
・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の態勢や遺族とのかかわり、児童生徒等に対する心のケア等について学校や教育委員会の対応の手引きを作成・配布。
- 平成22年度 「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」等の作成・配布
・子どもの自殺が起きたときの背景調査の在り方に関する検討結果等を学校や教育委員会に対する指針としてとりまとめ、配布。
- 平成23年度 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)」を发出
・児童生徒の自殺が起きたときに死亡した児童生徒が置かれていた状況について適切に背景調査が行われるよう基本的な考え方や留意事項を示した。
「児童生徒の自殺等に関する実態調査について(依頼)」を发出
・児童生徒の自殺の全体的な傾向を分析するため、死因は不明だが自殺の可能性を否定できない場面を含めて、自殺の背景となった可能性のある事実関係などに関する一定事項の報告を依頼。
- 平成22・23年度 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催
・各教育委員会の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象として、全国4ブロック(仙台、東京、大阪、福岡)で研修会を開催。
- 平成23・24年度 「児童生徒に対する自殺予防教育の在り方」について、有識者による調査研究を実施中

いじめ問題への対応や自殺予防対策については、各学校や教育委員会が主体となって取り組む必要があり、文部科学省では必要な指導を行うとともに、有識者の調査研究に基づく参考資料の作成・配布などの支援を行っている。